

平成19年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会（第4回）

日時：平成19年11月30日（金）午前10時～
場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室24

— 会 議 次 第 —

- 1 審 議
「業平橋押上地区開発事業」環境影響評価書案に係る項目別審議
- 2 報 告
- 3 その他

【配布資料】

- 資料1 「業平橋押上地区開発事業」環境影響評価書案
 - 資料1-1 審議資料（温室効果ガス）
 - 資料1-2 審議資料（自然との触れ合い活動の場）
 - 資料1-3 審議資料（廃棄物）
- 資料2 「東北縦貫線整備事業」環境影響評価書案事務局指導と環境影響評価書との関連
- 資料3 「東京都市計画道路環状第2号線（中央区晴海四丁目～銀座八丁目間）建設事業」環境影響評価書案事務局指導と環境影響評価書との関連

平成19年度「東京都環境影響評価審議会」第二部会 座席配置

日時：平成19年11月30日(金) 午前10時～

場所：都庁第二本庁舎31階 特別会議室24

審議会会長

井手委員

第二部会長

山本委員

藤吉委員

柳委員

山下委員

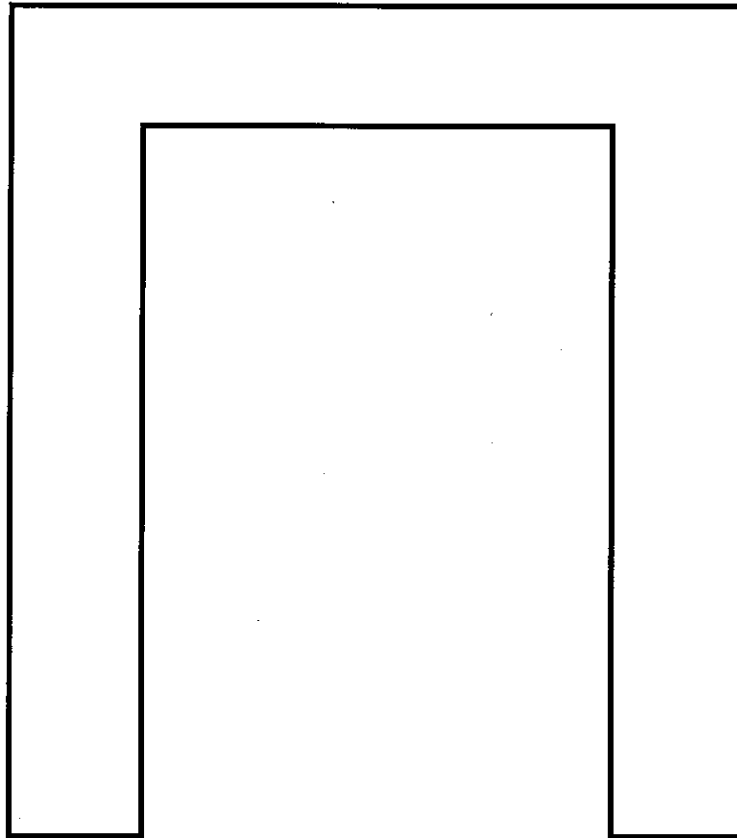
佐藤専門員

市川委員

輿水委員

小林委員

坂本委員



川村アセスメント
担当副参事

近藤環境影響
評価課長

大野都市地球
環境部長

金子アセスメント
担当副参事

第二部会 審議資料

資料 1 - 1

(事業名) 業平橋押上地区開発事業

部会審議項目(11) 大騒盤循日電風景自廃温 (■は終了)

(環境影響評価の項目) 温室効果ガス(選定した項目) (年月日) 平成19年11月30日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項	P. 335～340
予 測	(2) 調査地域 (3) 調査手法 (4) 調査結果	
予 測	(1) 予測事項 事業活動に伴う温室効果ガス(二酸化炭素 :CO ₂)の排出量及びその削減の程度	P. 341～346
環境保全のための措置	(2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測手法 (5) 予測結果	P. 347
評 価		P. 347
都民の主な意見	別紙1のとおり	
関係区長の意見	別紙1のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成19年11月6日 (2) 担当委員 坂本委員 (3) 検討結果 意見あり(別紙2のとおり)	

都民の主な意見

- 1 評価書案は、事務所、文化施設、飲食、物販、駐車場、その他について消費原単位×床面積で算出し、年間のCO₂排出量は30,793 t CO₂/年と報告しています。この記述を見て電波塔関係は電力を消費しないのか、そんなことはないはずだと思います。なぜなら、電波を発信する際は、発信装置とアンテナの距離をできるかぎり短くしないとアンテナから電波を送信する前に電力が減衰するからです。10kWのTV局が6局、それに携帯電話局が加わればかなりの電力使用量になるはずです。説明会で聞いた時には判らないとの話でしたが、キチント報告を行うことを求めます。
- 2 これらの施設による年間の二酸化炭素排出量は、事務所、文化娯楽、飲食、物販、駐車場を合計して27,713(t-CO₂)と予測していますが、この中にはこの施設へ集中・発生する自動車からの排出量、タワー上昇下降用エレベーターの電力使用によるCO₂排出量は含まれていません。
ちなみに、集中・発生する自動車から発生する年間の排出量を見積もると、休日を年間66日とし、アクセスはすべて乗用車と仮定し、平日299日、休日66日で、寄与走行距離を1km、燃料を12km/リットルと仮定すれば、ガソリンのCO₂排出係数が2.31kg/リットルですから寄与排出量は、1台当り0.185kgになります。自動車の集中・発生交通量は平日で11,000台、休日は12,700台ですから、年間では平日が3,289,000台、休日は838,200台となります。合計4,965,400台(誤差を考えれば、約500万台)となって、排出される二酸化炭素ガスは年間で、918,599(t-CO₂)となります。したがって、施設関連排出量予測値、27,713(t-CO₂)の33倍に上ります。この他にエレベーター使用電力も見積もられていません。これらの排出量を見積もっていないことは重大な欠陥です。
- 3 放送事業に関しては、非常に大きな冷却装置が必要と聞く。このための空調機作動による温室効果ガスなどの問題点は検討されているのか。

関係区長の意見

【墨田区長】

温室効果ガスの排出抑制とヒートアイランド防止の観点から、車両の流入抑制、廃棄物の発生抑制、風道の確保、並びに最大限の緑地面積の確保に努めるなど可能な限りの対策を講じられたい。

【台東区長】

温室効果ガス等の計算に、温浴施設が含まれていないが、施設を設置する場合は、追加し、再評価されたい。

【江東区長】

温室効果ガスの排出量及びエネルギー使用量の削減にできるだけ配慮するとともに、自然エネルギーの活用についても、使用電力の一定量を確保するなど、先進的な取組を図ってください。

【葛飾区長】

なし

項目：温室効果ガス

意見	意見の取扱いについての事務局案
1 温室効果ガスについては、本事業は電波塔という特殊な施設を計画していることから、既存の電波塔の施設等を調査し、これをもとに温室効果ガスの排出量を予測、評価すること。	指摘の趣旨を答申案にいれる。
2 地球温暖化防止のため、今後とも最新技術の導入等を検討し、なお一層の温室効果ガス排出量の削減に努めること。	同上

第二部会 審議資料

資料 1 - 2

(事業名) 業平橋押上地区開発事業

部会審議項目 (11) 大騒盤循日電風景自廃温 (■は終了)

(環境影響評価の項目) 自然との触れ合い活動の場 (年月日) 平成19年11月30日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項 (2) 調査地域 (3) 調査手法 (4) 調査結果	P. 307~315
予 測	(1) 予測事項 自然との触れ合い活動の場までの利用経路 に与える影響の程度 (2) 予測の対象時点 (3) 予測地域 (4) 予測手法 (5) 予測結果	P. 316
環境保全のための措置		P. 317
評 価		P. 317
都民の主な意見	な し	
関係区長の意見	な し	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成19年11月5日 (2) 担当委員 興水委員 (3) 検討結果 意見あり(別紙のとおり)	

項目：自然との触れ合い活動の場

意見	意見の取扱いについての事務局案
<p>計画地の南側にある北十間川は、「墨田区緑の基本計画」において親水プロムナードとして整備されることとなるので、北十間川を自然との触れ合い活動の場と捉え、本計画と一体となった水と緑のネットワーク化が図れるよう、緑化計画を検討すること。</p> <p>さらに、計画地から北十間川へのアクセスについても、区画整理事業と整合性をとりつつ、充実及び向上を図るよう検討すること。</p>	<p>指摘の趣旨を答申案に入れる。</p>

第二部会 審議資料

資料 1 - 3

(事業名) 業平橋押上地区開発事業

部会審議項目(11) 大騒盤循日電風景自廃温 (■は終了)

(環境影響評価の項目) 廃棄物 (選定した項目) (年月日) 平成19年11月30日

項 目	環境影響評価書案	環境影響評価書案 関連頁
現 況 調 査	(1) 調査事項 (2) 調査地域 (3) 調査手法 (4) 調査結果	P. 319～329
予 測	(1) 予測事項 ①工事の施行中 既設建築物解体に伴う廃棄物、建設発生土、 建設汚泥及び建設工事等に伴い生じる廃棄 物の発生量 ②工事の完了後 事業活動に伴う廃棄物の排出量	P. 330～332
環境保全のための措置		P. 333
評 価		P. 334
都民の主な意見	別紙1のとおり	
関係区長の意見	別紙1のとおり	
項目検討の内容	(1) 検討年月日 平成19年10月24日 (2) 担当委員 藤吉委員 (3) 検討結果 意見あり (別紙2のとおり)	

都民の主な意見

前面にある北十間川は、大勢の観光客により、ごみの投げ捨てなどが大量に発生すると危惧する。このゴミは隅田川や、その他の下流に流れ込む可能性もあり、近隣におけるゴミ問題に対する積極的な関与を要請すべきである。

関係区長の意見

【墨田区長】

工事中及び工事完了後、さらなる廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進に努められたい。

【台東区長】

な し

【江東区長】

工事の施行中及び完了後において、計画地内から相当量のごみの発生が予想されます。

関係法令及び条例に基づき、より一層の発生抑制、リユース並びにリサイクルに努め、ごみの減量化を図ってください。

【葛飾区長】

な し

項目：廃棄物

意見	意見の取扱いについての事務局案
<p>1 現況調査において既設構造物に使用が確認されている特別管理廃棄物（廃石綿等）の撤去方法及び処理方法について具体的に記述すること。</p> <p>また、既設構造物の石綿含有廃棄物の使用の状況を調査し、確認された場合には、その撤去方法及び処理方法について具体的に記述すること。</p>	<p>指摘の趣旨を答申案に入れる。</p>
<p>2 現況調査の調査手法で、建設発生土の状況や特別管理廃棄物の状況等については、既存資料の整理によったとしているが、参考とした資料名を記載すること。</p>	<p>同上</p>
<p>3 当該事業は、既設構造物の撤去や大規模建築物の建設工事に伴って建設廃棄物や建設発生土が大量に発生することから、そのリサイクル目標値を示すこと。</p>	<p>同上</p>
<p>4 工事の完了後の事業活動に伴う廃棄物の排出量は、「再利用対象物保管場所設置届出兼廃棄物保管場所等設置届出作成の手引き」（墨田区）による施設用途別廃棄物排出基準のうち飲食店等を対象とした基準を適用したとしているが、当該事業は新タワーのシンボル性を活かした観光集客としての計画もあることから、この排出基準を適用したことの妥当性を説明すること。</p>	<p>同上</p>
<p>5 事業活動に伴って発生する廃棄物は、建物内に設置する一次保管場所に分別・保管するとしているが、保管場所の規模や保管方法を可能な限り明らかにすること。</p> <p>また、食品廃棄物の発生量に対する再生利用等実施率目標を示すこと。</p>	<p>同上</p>